

再生支援センターだより

NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に！

>201<

金融庁は、金融機関向けの監督指針を改定、発表しました。中小企業経営者や事業再生専門家にとって着目すべき大きなポイントは次の二つです。

1、「事業の持続可能性が見込めない債務者」に対しては、慎重かつ十分な説明をした上で、債務整理を前提とした自主廃業を提案

この指針が発表されてから金融庁の検査では、各金融機関がリス

金融円滑化法その後
～リスケの延長は今後困難に！～①

金融庁監督指針の発表

ケ(円滑化法)の更新を行っている案件に關しその判断を厳しく問われるようになりまし

た。

「業績が改善していな

いのに安易に更新をしていないか？」という

ことです。

この結果、従来のよ

うな1年(半年)ごと

にほぼ自動的にリスケ

を更新するという対応

は今後期待できなくな

りました。

それどころか今後

は、金融機関から「お

宅はもう見込みが無い

から廃業しなさい」と

迫られることになりま

す。これは監督官庁か

らの指示ですので、金

融機関も従わざるを得

ません。

「業績が改善している

ことを示せること」が

必要で、具体的には売

り上げや営業利益が増

えていることが必要と

なります。

2、「業種転換や事

業再生で再生可能な取

引先」に対しては債権

放棄も含め踏み込んだ

金融支援を実施

この場合の「再生可

能な取引先」とは「借

入金をおおむね10年程

度で完済できる取引

先」という意味です。

ここで注意を要するの

は「現状のままでもこの

基準をクリアできる」

という意味ではなく、

「金融機関が債権放棄

など金融支援を行えば

この基準をクリアでき

る」という意味です。

債権放棄をしてくれ

れば誰でもこの基準を

クリアできるではない

か、とお考えになるか

もしれませんがそうで

はありません。営業利

益が出ていなければ赤

字分は借入れに頼ら

ざるを得ず、赤字なの

でその借入金は当然返

済できない、従いこの

基準はクリアできない

ということになります。

(NPO法人西日本

事業支援機構、小西吾

郎)

再生支援センターだより NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に!

またここでいう「債権放棄」とはほとんどの場合、サービサーやファンドを介しての「間接放棄」であることにも注意が必要で
す。
・「サービサーに売却されれば格安で和解でき大幅な債務カットが可能である」というのはもはや完全に過去の話となりつつあります。

金融円滑化法その後
～リスクの延長は今後困難に！～②

>202<

サービサーの動き

法務省のホームページをご覧になれば分かりますが、この原稿を書いている平成23年11月時点で登録社数は119社あります。しかしよく見ると所々番号が飛んでおりその数は27社になります。すなわち、92社が実在するサービサーの数です。

なぜこんなに減ったのかと言えば、大きな理由は金融円滑化法の施行です。円滑化法でリスクを多くの企業が一旦息ついていますので、サービサーにまで不良債権が流れて来ない、その結果、商売にならず廃業や合併するサービサーが現れたといつことでは、ところが監督指針の発表で今後は廃業を余儀なくされる企業が続出しますので、今後はサービサーに多くの不良債権が流れることになりそうです。

数年前のグレー金利の廃止で新たな資金源を模索した消費者金融各社がサービサー業界にも進出しています。彼らは回収には自信がありますので、高値で入札してきます。その結果、多くの不良債権が消費者金融系のサービサーに流れることは想像に難くありません。彼らはもともと高値で債権を購入していただきますから、債務者企業が請求される金額も当然のことながら高くなり、従来と違って和解金も数百万円程度では済まなくなっているケースが散見されます。

こつこつ事態を回避するためには、「債権が金融機関にある間に」金融機関と相談しながら間接放棄を進めてもらうということがポイントになります。
(NPO法人西日本事業支援機構、小西吾郎)